

西部中小企業労働相談所ニュース！

西部県民生活センター労政班発

第 18 号 2025年6月

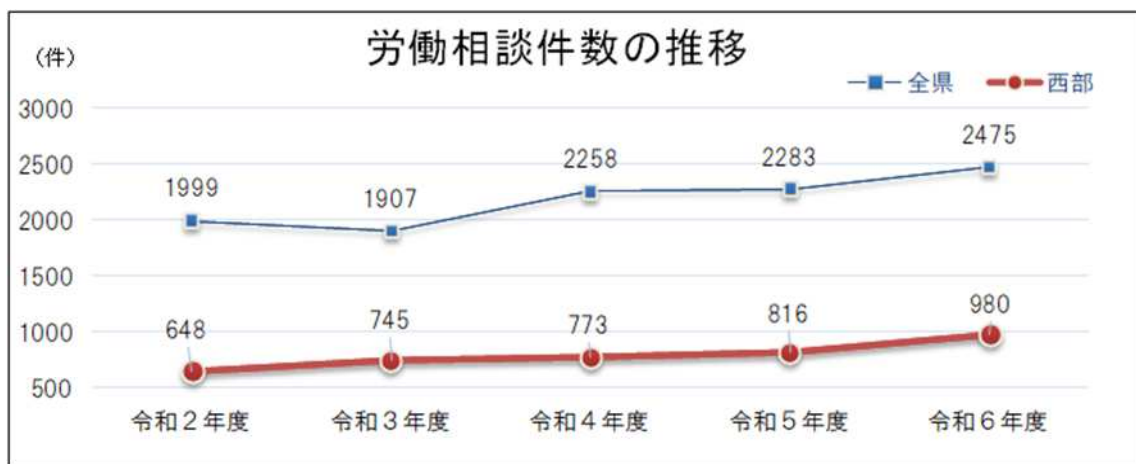
令和 6 年度労働相談の状況をお知らせします。

～パワハラを含む『人間関係』の相談件数が全体の 2 割超え～

1 概要

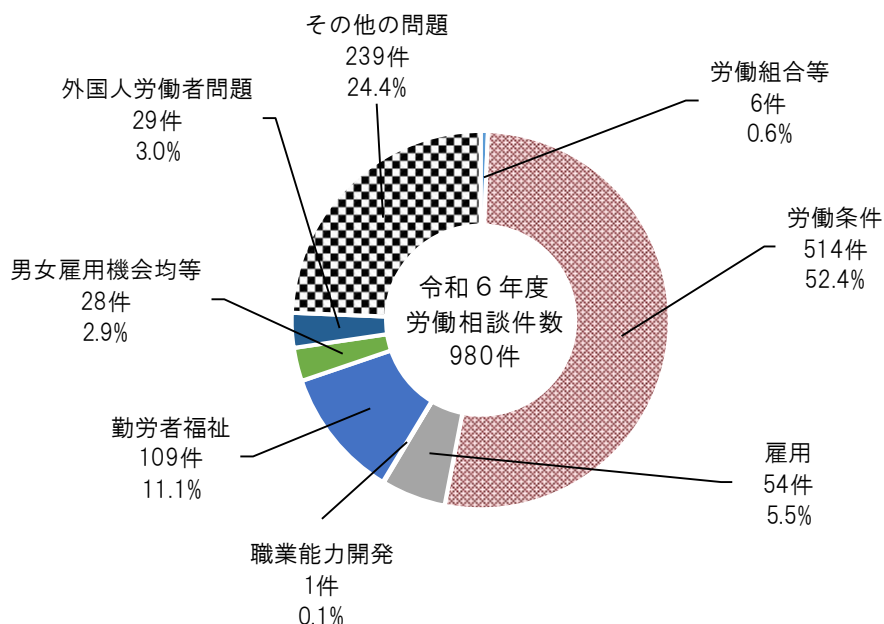
令和 6 年度に西部県民生活センターに寄せられた労働相談件数は 980 件で、前年度と比べ 20.0%増加しました。

年度別に見ると、新型コロナウイルス感染症拡大の始まった令和 2 年度は 648 件と大きく減少しましたが、年々徐々に新型コロナウイルス感染症拡大前の数字に戻っています。（令和元年度は 860 件、平成 30 年度は 868 件）



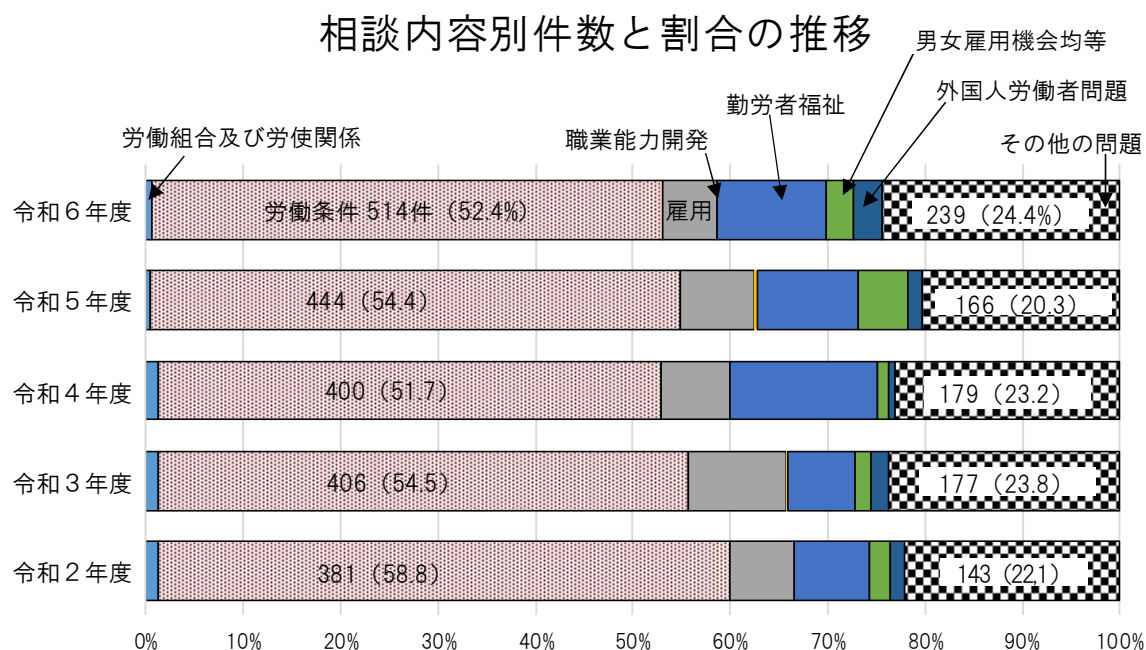
2 相談の内容

令和 6 年度の相談内容としては、解雇、退職勧奨、賃金などの「労働条件」に関する相談が 514 件（52.4%）と全体の半数以上を占めています。



3 相談の傾向

- ここ数年、パワーハラスメントを含む人間関係などの「その他の問題」が全体の2割を超え、239件で24.4%です。そのうち暴言などのパワーハラスメントに関する相談件数は127件と相談全体の13.0%を占めています。



- 西部地域は製造業が多いこともあって、相談件数の多い業種順では、今までは製造業が1番であったが、令和6年度は医療・福祉業 196件（20.0%）、製造業 171件（17.4%）、卸売・小売業 120件（12.2%）となっています。

4 相談窓口

西部県民生活センターでは、労働者、使用者の双方からの労働問題でお悩みの方に、専門の相談員が助言や法制度の説明などを行っています。

また、毎月第3水曜日に無料の弁護士相談も行っています。（要予約）

月～金（祝日、12/29～1/3を除く）9：00～12：00、13：00～16：00

0120-9-39610（フリーアクセス）

※ 携帯電話、IP電話の方は、053-452-0144